

岡山市の 犯罪被害者等支援

岡山市には、「岡山市犯罪被害者等基本条例」という条例があります。この条例は平成22年12月に制定したもので、犯罪被害者等の支援に特化した条例ができるのは政令指定都市の中で初めてのことでした。

条例では、支援の実施に関する基本原則を定め、支援のための総合窓口を設置することや、必要な施策を定めています。

犯罪被害者やそのご家族が一日も早く平穏な生活に戻ることができるよう、この条例に基づきながら、国や県、関係機関と協力して適切な支援を行います。

条例の全文は、岡山市ホームページからご覧いただけます。

岡山市 犯罪被害者等支援

検索



毎年11月25日～12月1日は
「犯罪被害者週間」です



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

岡山市以外の主な官公庁の相談窓口

● 岡山地方検察庁被害者ホットライン

086-224-3322

各種相談のほか、法廷等への案内・付添いや、刑事手続に関する説明などの支援活動を行っています。

● 岡山県くらし安全安心課 安全安心まちづくり班

086-226-7259

岡山県庁の犯罪被害者等支援担当課です。総合的な相談窓口として、情報提供や関係機関への橋渡しを行っています。

● おかやま被害者支援ネットワーク事務局

086-233-8349

岡山県警察本部内の犯罪被害者相談窓口です。各種相談を受け付けています。

専門的な民間団体による主な相談窓口

● 公益社団法人 被害者サポートセンターおかやま (VSCO)

ヴィスコ

岡山県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体

086-223-5562

相談員による各種相談のほか、被害直後の支援、専門機関や警察、裁判などへの付き添いなども行っています。

● 性暴力被害者支援センター「おかやま心」

はやくワンストップ
8 8 9 1

086-206-7511

性犯罪・性暴力被害者専門の相談窓口です。被害直後からの総合的な支援を行っています。相談は24時間毎日受け付けています。

(夜間休日は国のコールセンターが対応します)

● 法テラス岡山 (日本司法支援センター 岡山地方事務所)

0570-078354

被害に関する刑事手続への関与や、損害や苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報提供などを行っています。

犯罪により 被害を受けた方へ

一人で悩まないで
ご相談ください



岡山市犯罪被害者等総合相談窓口

(北区中央福祉事務所内)

相談電話 **086-803-1238**

月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

相談員が電話や面接での相談を通じて、犯罪被害者やそのご家族に、支援に関する情報提供や助言を行います。被害に遭われた後の市役所での様々な手続きのことでお困りの際などにも、どうぞお気軽にご相談ください。

このリーフレットに関するお問い合わせ先

岡山市 生活安全課 交通安全防犯室

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話 086-803-1106

FAX 086-803-1724



岡山市
OKAYAMA CITY

犯罪被害者等支援のための仕組み

犯罪被害者等

相談

支援

岡山市犯罪被害者等総合相談窓口 (北区中央福祉事務所内)

連携・協力

関係機関等

○岡山県
○岡山県警察
○岡山地方検察庁
○岡山弁護士会
○法テラス（日本司法
支援センター）
○民間支援団体
など

岡山市関係部署

○女性が輝くまちづく
り推進課
○人権推進課
○各区福祉事務所
○こども総合相談所
○こころの健康センター
○保健所健康づくり課
○創業支援・雇用推進課
○住宅課
○教育・教育支援課
など

生活安全課交通安全防犯室 (犯罪被害者等施策主管課)

*犯罪被害者等…犯罪等により害を被った者及びその家族
又は遺族であって、市内に居住し、勤務
し、又は通学するものをいう。

条例に基づき、
さまざまな施策で支えています

保健医療・福祉サービスの提供

犯罪被害によって心と身体に受けた影響から回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、適切なサービスを提供します。

●犯罪被害者等支援金

犯罪被害に遭われた方に対し、支援金を支給しています。

◆遺族支援金

犯罪行為によって亡くなった市民の遺族の方が対象

◆重傷病支援金

犯罪行為によって重傷病を受けた方が対象

詳しい条件などはホームページ
からご確認ください。



市民等の理解の増進

犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性について、市民の皆さんに理解してもらい、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう、啓発活動を行っています。

住居の提供

犯罪被害によってそれまで住んでいた場所にいられなくなった方に対し、市営住宅の入居における特別の配慮等を行います。
(生活安全課が発行する、犯罪被害に遭われたことの証明書が必要です。)

●優遇抽選

市営住宅への入居の条件を満たす方で、入居を希望される場合には、抽選の際に優遇され、当選しやすくなります。

●目的外利用

市営住宅への入居の条件を満たさない方でも、次の住まいが見つかるまでの一時的な期間、市営住宅の決まった部屋に入居することができます。

雇用の安定

事業者に対し、犯罪被害者等について理解を深めるように働きかけるなどの対応を行います。

民間支援団体に対する支援

犯罪被害者等の支援活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るための支援をしています。

お困りごとがある場合、市の制度で対応が可能なきときもあります。
お気軽にご相談ください。

